

2018年4月25日

小林 正一

## コーポレートガバナンス・コード(補足説明)

### 1.コーポレートガバナンス・コード導入の経緯及び背景

#### ■「日本再興戦略」閣議決定(2013年6月)

日本企業を国際的な競争に勝てる体質に変革するための「コーポレートガバナンスの強化」が施策に盛り込まれた。

#### □日本版スチュワードシップ・コードの実施(2014年2月)

「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コードが策定・公表され、実施

#### □「会社法改正」可決・成立(2014年6月)

社外取締役を選任しない場合の説明義務が盛り込まれた会社法改正案が可決・成立した。

#### ■「日本再興戦略2014改訂」閣議決定(2014年6月)

持続的成長に向けた企業の自律的な取組を促すため、東京証券取引所が「コーポレートガバナンス・コード」を策定するとの施策が盛り込まれた。

#### ■コーポレートガバナンス・コードの適用開始(2015年6月1日)

・金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コード策定に関する有識者会議を開催(2014年8月～2015年3月)

・コーポレートガバナンス・コード原案を公表

●東京証券取引所が上場規則の改正を行い、2015年6月1日より適用を開始した。

### 2.スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの概要

#### ■スチュワードシップ・コード

・機関投資家の行動原則

・資金の最終的な出し手(委託者)に対する責任

・中長期のリターン向上

#### ■コーポレートガバナンス・コード

・上場企業の行動原則

・株主やステークホルダーに対する責任

・中長期的な企業価値向上

### 3.コーポレートガバナンス・コードの概要と特徴

#### ■全体の構成

全5章

- ① 株主の権利・平等性の原則
- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保
- ④ 取締役会等の責務
- ⑤ 株主との対話

#### ■3層構造

- ・基本原則 5原則
- ・原則 30原則
- ・補充原則 38原則
- 合計 73原則

#### ■プリンシプルベース・アプローチ

・会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスを実現できるように

「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)を採用した。

(注)会社がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」(細則主義)ではない。

#### ■コンプライ・オア・エクスプレイン

・「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法を採用した。

(注)実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。

#### ■実施しない場合の理由の説明

・「コーポレートガバナンス・コード」とは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を盛り込んだもの

・コーポレートガバナンス・コードの実施に当たっては、「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか)の手法を採用している。

## ■実施しない場合に理由の説明が必要となる範囲

□基本原則 5原則

OECD コーポレート・ガバナンス原則を参考に、実現すべき普遍的な理念・目標を示したものである。⇒市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ

□原則 30原則

「基本原則」を構成要素ごとに整理し、その理念・目標を実現するための具体的方策を記載している。⇒市場第一部・市場第二部

□補充原則 38原則

「原則」を補い、「基本原則」の理念・目標を実現するための具体的方策を記載している。⇒市場第一部・市場第二部

## (留意点)

- 実施しない原則がある場合は、当該原則に対する自らの対応について、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう各社において工夫することが必要である。
- 上場企業は、市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ の上場企業は、コードを実施しない場合には、その理由を説明するものとする。
- 企業の行動規範の「遵守すべき事項」として規定している。外国会社は除いている。
- マザーズ・JASDAQ については、新興市場向け市場を巡る国際的な動向及び我が国の新規産業育成の観点から、コードのうち「基本原則」部分を実施しない場合に、その理由を説明するものとする。

## ■CG コードを実施しない場合の理由の説明の媒体(コーポレート・ガバナンス報告書)

- ・「CG コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設して記載するものとする。
- ・上場会社は、株主総会終了後、遅滞なくコーポレート・ガバナンス報告書を提出するものとする。

## ■コーポレートガバナンス・コードの適用対象会社の整理

□上場会社のうち市場第一部及び市場第二部は全原則が対象となる。

マザーズ及びJASDAQは、5つの基本原則のみが対象になる。

□上場会社の子会社またはグループ会社

親会社の方針またはグループ企業の方針によるか、または適用対象外になる

□単独の非上場会社

上場会社ではないので、上場規則適用外であり、適用対象外となる。

ただし、IPO 準備会社は、上場申請時にはコーポレートガバナンス報告書が必要となる。

(参考)コーポレートガバナンスを取り巻く最近の動向

■投資家と企業の対話ガイドライン(案)の公表について(2018年3月26日公表)

金融庁では、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コード会議」の提言「コーポレートガバナンスコードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」を受け、案をとりまとめ公表した。

現在、パブリックコメントを募集中であり、東証は2018年6月をめどに実施予定としている。

また上場会社は、改訂後のコードを踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、準備ができ次第速やかに、遅くとも2018年12月末までに提出するものとしている。

■投資家と企業の対話ガイドライン(案)

1.経営環境の変化に対応した経営判断

事業ポートフォリオの見直し、自社の資本コストの的確な把握

2.投資戦略・財務管理の方針

投資戦略、それと統合的で資本コストを意識した財務管理

3.CEOの選解任・取締役会の機能発揮等

CEOの選解任基準・後継者計画の確立、指名委員会の設置・活用

取締役会全体としての適切な知識・経験・能力のほか、多様性の確保

4.政策保有株式

政策保有株式の保有目的・リスクの検証、縮減方針の開示など

5.アセットオーナー

企業年金がアセットオーナーとしての役割を発揮するための取組み

以上